

【参考】植物防疫関係農業研究局告示の一覧
(ウェブサイトリンク、告示仮訳)

1. ぶどう

(タイ語) http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/048/T_0017.PDF

(日本語仮訳)※2~3(桃、さくらんぼ、梨)の本文は1(ぶどう)の本文と類似の内容.....3

2. 桃

(タイ語) http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/048/T_0007.PDF

3. さくらんぼ

(タイ語) http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/048/T_0012.PDF

4. 梨

(タイ語) http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/048/T_0002.PDF

5. りんご

(タイ語) http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/053/T_0021.PDF

(日本語仮訳)※6(いちご)の本文は5(りんご)の本文と類似の内容.....11

6. いちご

(タイ語) http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/053/T_0026.PDF

7. メロン

(タイ語) http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/053/T_0031.PDF

(日本語仮訳)※8~10(きゅうり、すいか、トマト)の本文は7(メロン)の本文と類似の内容.....19

8. きゅうり

(タイ語) http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/053/T_0045.PDF

9. すいか

(タイ語) http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/053/T_0038.PDF

10. トマト

(タイ語) http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/053/T_0052.PDF

11. キウイフルーツ

(タイ語) http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/091/T_0022.PDF

(日本語仮訳).....27

12. 柿

(タイ語) http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/091/T_0017.PDF

(日本語仮訳)※13(なす)の本文は12(柿)の本文と類似の内容.....32

13. なす

(タイ語) http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/091/T_0027.PDF

(注) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

農業研究局告示

件名 日本からのぶどう（生鮮）の輸入条件
2019 年

農業研究局は、日本から商業用に輸入するぶどう（生鮮）の病害虫リスクの分析を終えたので、タイ王国憲法第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 33 条、第 37 条及び第 40 条に関して、第 25 条に基づき、法律の条項に基づく権限により施行できると定められている人間の権利及び自由の制限に関する条項が含まれる 2008 年植物検疫法(第 3 版)により改正された 1964 年植物検疫法第 8 条第 2 項及び第 10 条に基づき、農業研究局局長が植物検疫委員会の勧告により日本からの商業用ぶどう（生鮮）の輸入条件を以下の通り告示する。

第 1 条 本告示を「農業研究局告示、件名 日本からのぶどう（生鮮）の輸入条件 2019 年」と呼ぶ。

第 2 条 本告示を官報告示日から 30 日が経過した時に施行する。

第 3 条 許可する植物の種類

ぶどう（生鮮）(table grape, *Vitis vinifera*)

第 4 条 関連する検疫対象の病害虫

日本からのぶどう（生鮮）に対するタイ王国の検疫対象の病害虫を本告示の末尾添付文書に列挙する。

第 5 条 所管機関

5.1 タイ王国 農業研究局

5.2 日本 日本の正式な国立植物保護機関(National Plant Protection Organization)として指定された農林水産省消費・安全局植物防疫課 (Plant Protection Division, Food Safety and Consumer Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries)。以下本告示において「NPPO」という。

第 6 条 輸入許可

農業研究局が発行する輸入許可証が必要である。

第 7 条 輸送方法

日本にある海空港からタイ王国の最終目的となる海空港まで、海路又は空路輸送貨物としてぶどう（生鮮）を送ること。

第 8 条 栽培地

ぶどう（生鮮）は日本産であり、かつ輸出前に NPPO がタイ王国向けに輸出するための栽培地に指定し、農業研究局が承認済みの地域から輸入されること。

第 9 条 果樹園に対する規定

9.1 タイ王国向けにぶどう（生鮮）を輸出する許可を取得する栽培地の果樹園は、商業用に栽培する果樹園であり、かつ NPPO に登録するか、又は NPPO が承認を与える制度に基づくものであること。NPPO は要請された時に果樹園の登録の詳細記録を農業研究局に提出し、また輸出を始める前に果樹園の登録を完了すること。

9.2 輸出のために登録した果樹園を所有する生産者は、植物検疫面で効率的であると見なされる優れた農業的手法を組み合わせる果樹園を管理すること。その場合、タイ王国の検疫対象の病害虫が適切に管理されることを確実にするために、果樹園を清潔に維持し、総合的病害虫管理を行うか、又は病害虫を管理する他の方策を講じること。

9.3 生産者は栽培時期を通じて、登録した果樹園で実施する管理、病害虫の個体数のフォロー、及び病害虫の管理の記録を保存し、要請された時にそれらの情報を NPPO 及び農業研究局に提出すること。

第 10 条 果物選別梱包施設に対する規定

10.1 NPPO は、タイ王国向けにぶどう（生鮮）を輸出する果物選別梱包施設を登録し、追跡検査すると共に、要請された時に果物選別梱包施設の登録の詳細記録を農業研究局に提出し、また輸出を始める前に果物選別梱包施設の登録を完了すること。

10.2 登録した果物選別梱包施設は、所定の栽培地内の登録された果樹園のみからぶどう（生鮮）を受け入れること。なお、迅速に出荷元を遡及して確認できるようにするために、タイ王国向けに果物を輸出する果樹園の所有者である生産者の名簿の記録を保管し、それらの情報を要請された時に NPPO 及び農業研究局に提出すること。

10.3 果物選別梱包施設は、大きさによる選別、管理及び梱包に関する手順の詳細を表す作業標準文書を作成すること。

10.4 NPPO は果物選別梱包施設を登録する前に、当該果物選別梱包施設のシステムを検査し、また毎年定期的にシステムを検査すること。果物選別梱包施設は、全ての各種情報の保管について責任を負うこと。

10.5 ぶどう（生鮮）に検疫対象の病害虫が存在しないことを検査する場合は、登録した果物選別梱包施設内で行うこと。

第 11 条 梱包容器及びラベルに対する規定

11.1 ぶどう（生鮮）は新品の清潔な梱包容器のみに梱包し、生きた虫、土、砂が混入しておらず、かつ葉、枝、種、植物のくずなど他の植物の一部、又は検疫対象の病害虫を誘引する可能性のある他の物質が混在しないこと。

11.2 商品がタイ王国に到着した時に植物検疫の原則に基づく安全を確保するために、ぶどう（生鮮）を病害虫から保護できる梱包容器に梱包すること。

11.3 迅速に出荷元を遡及して確認できるようにするために、梱包容器上に必要情報を表示すること。少なくとも各梱包容器上に英語で下記の情報を記すこと。

・ 日本産である又は日本の産物であること（訳注：後者は外国産の種苗を用い日本で生産されたもの等が考えられる）

- ・ 輸出会社名
- ・ 果物名
- ・ 果物選別梱包施設の登録番号
- ・ 果樹園の登録番号

11.4 ぶどう（生鮮）を入れた梱包容器をそれぞれ分けて束ねない状態でタイ王国に輸出する場合は、各梱包容器に ” EXPORT TO THAILAND ” の文言を明記すること。ただし、梱包容器を束ね、コンテナ内のパレット上に置く場合は、” EXPORT TO THAILAND ” の文言を（訳注：束ねたものの）各側面に明記することを認める。

11.5 木製の梱包容器を用いてタイ王国向けに輸出するぶどう（生鮮）は、関係する植物検疫措置に関する国際規格の要求事項に従うこと。

第 12 条 輸出検査

12.1 輸出する前に、ぶどう（生鮮）を適切なプロセスに基づき公式に検査すること。その際、本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出されないこと。

12.2 本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出された場合は、（駆除方法があれば）それらの病害虫を適切な方法で駆除するか、又は輸出を却下すること。

第 13 条 植物検疫証明

13.1 タイ王国向けに送る商品に、毎回 NPPO が発行する植物検疫証明書の原本を添付し、かつ下記の文言を追加記入すること。

“The consignment of table grape fruit was produced and prepared for export in accordance with the conditions for import of table grape fruit from Japan to Thailand.”

13.2 海上輸送の場合は、植物検疫証明書にコンテナ番号及びコンテナのシール番号を記入すること。

第 14 条 輸入検査

14.1 ぶどう（生鮮）がタイ王国の輸入税関に到着した時、担当官が商品に添付された全ての書類を検査し、間違いがないことを確認した後、輸入検査を実施する。

14.2 引き渡される全ての商品は、タイ王国に到着した時に生きた虫、植物病の徴候、混入した植物の種、土、ごみ、及びその他のくずが存在しないこと。

14.3 病害虫が存在しないことを確認するために、担当官がぶどう（生鮮）のサンプルを採取して検査を行う。生きた病害虫が検出された場合は、その種類を分類するために病害虫のサンプルを分析機関に送り、分析機関からの結果が明らかになるまで果物を隔離しておく。

14.4 ぶどう（生鮮）の数が 1,000 単位(ぶどう 1 房)未満の場合は、450 単位(ぶどう 1 房)を抜取検査するか又は全数検査する。1,000 単位(ぶどう 1 房)以上の場合は、600 単位(ぶどう 1 房)を抜取検査する。

14.5 ぶどう（生鮮）の輸入検査段階で本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出された場合は、(駆除方法があれば)それらの病害虫を適切な方法で駆除するか、返送又は廃棄する。その場合、輸入者が費用を負担すること。

14.6 本告示の末尾添付文書に列挙されていない、タイ王国の検疫対象の病害虫になり得る他の種類の生き物が検出された場合は、(駆除方法があれば)それらの病害虫を適切な方法で駆除するか、返送又は廃棄する。その場合、輸入者が費用を負担すること。検出された当該病害虫のリスク評価が完了するまで、農業研究局は一時的に輸入を停止することができる。

14.7 以下のいずれかの事象が生じた場合、農業研究局はぶどう（生鮮）の返送又は廃棄を命じることができる。その場合、輸入者が費用を負担すること。

14.7.1 コンテナのドアが完全に閉じられていない。

14.7.2 コンテナのシールが破損しているか、交換されている、又は番号が植物検疫証明書の記述と一致しない。

14.7.3 梱包容器上のラベルがないか、不正確又は不完全である。

第 15 条 輸出プロセスの評価

15.1 日本からのタイ王国向けのぶどう（生鮮）の輸出は、農業研究局が日本の輸出検査承認プロセスを評価した後でのみ開始できる。その場合、日本が全費用を負担すること。

15.2 輸入が停止されるか、又は輸入が規程通りに行われない場合、農業研究局は以後の輸入許可の決定を下す前に、場合によっては担当官を派遣し日本の輸出検査承認プロセスを評価させることがある。その場合、日本が全費用を負担すること。

2019 年 2 月 11 日告示

サーームスック・サラックペット

農業研究局局長

末尾添付文書

農業研究局告示 日本からのぶどう（生鮮）の輸入条件 2019 年
日本からのぶどう（生鮮）に対するタイ王国の検疫対象の病害虫

学名	一般名
昆虫	
Order Coleoptera	
Family Coccinellidae	
Harmonia axyridis	harlequin ladybird
Family Nitidulidae	
Carpophilus humeralis	pineapple sap beetle
Family Scarabaeidae	
Popillia japonica	Japanese beetle
Order Hemiptera	
Family Aleyrodidae	
Aleurolobus taeonabe	grape whitefly
Family Aphididae	
Macrosiphum euphorbiae	potato aphid
Family Coccidae	
Parthenolecanium corni	European fruit lecanium
Family Diaspididae	
Aspidiotus nerii	aucuba scale
Hemiberlesia rapax	greedy scale
Pinnaspis strachani	lesser snow scale
Pseudaulacaspis pentagona	mulberry scale
Family Miridae	
Apolygus lucorum	green leaf bug
Apolygus spinolai	-
Family Phylloxeridae	
Viteus vitifoliae	grapevine phylloxera
Family Pseudococcidae	
Crisicoccus matsumotoi	Matsumoto mealybug
Planococcus kraunhiae	Japanese mealybug

Order Lepidoptera	
Family Pterophoridae	
Platyptilia ignifera	large grape plume moth
Family Pyralidae	
Diaphania indica	cucumber moth
Family Tortricidae	
Cacoecimorpha pronubana	carnation tortrix
Eupoecilia ambiguella	grape berry moth
Sparganothis pilleriana	grapevine leaf roller
Order Thysanoptera	
Family Thripidae	
Drepanothrips reuteri	grape thrips
Hercinothrips femoralis	banded greenhouse thrips
Thrips setosus	Japanese flower thrips
ダニ	
Order Trombidiformes	
Family Eriophyidae	
Calepitrimerus vitis	grape leaf rust mite
Family Tenuipalpidae	
Brevipalpus lewisi	citrus flat mite
病原微生物	
バクテリア	
Pseudomonas viridiflava	bacterial leaf blight of tomato
Xylophilus ampelinus	canker of grapevine
カビ	
Botryosphaeria obtusa	dieback
Diaporthe melonis var. brevistylospora	berry drop
Elsinoë ampelina	grape anthracnose
Erysiphe necator	grapevine powdery mildew
Monilia polystroma	-
Monilinia fructigena	brown rot
Monilinia fructicola	brown rot
Pestalotiopsis menezesiana	-
Pestalotiopsis uvicola	berry rot
Phomopsis viticola	Phomopsis cane and leaf spot

Physalospora baccae	grape cluster black rot
Pilidiella castaneicola	grapevine white rot
Pilidiella diplodiella	grapevine white rot
Uncinula necator	grapevine powdery mildew

農業研究局告示

件名 日本からのりんご（生鮮）の輸入条件
2019 年

農業研究局は、日本から商業用に輸入するりんご（生鮮）の病害虫リスクの分析を終えたので、タイ王国憲法第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 33 条、第 37 条及び第 40 条に関して、第 25 条に基づき、法律の条項に基づく権限により施行できると定められている人間の権利及び自由の制限に関する条項が含まれる 2008 年植物検疫法(第 3 版)により改正された 1964 年植物検疫法第 8 条第 2 項及び第 10 条に基づき、農業研究局局長が植物検疫委員会の勧告により日本からの商業用りんご（生鮮）の輸入条件を以下の通り告示する。

第 1 条 本告示を「農業研究局告示、件名 日本からのりんご（生鮮）の輸入条件 2019 年」と呼ぶ。

第 2 条 本告示を官報告示日から 30 日が経過した時に施行する。

第 3 条 許可する植物の種類

りんご（生鮮）(apple, *Malus domestica*)

第 4 条 関連する検疫対象の病害虫

日本からのりんご（生鮮）に対するタイ王国の検疫対象病害虫を本告示の末尾添付文書に列挙する。

第 5 条 所管機関

5.1 タイ王国 農業研究局

5.2 日本 日本の正式な国立植物保護機関(National Plant Protection Organization)として指定された農林水産省消費・安全局植物防疫課 (Plant Protection Division, Food Safety and Consumer Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries)。以下本告示において「NPPO」という。

第 6 条 輸入許可

農業研究局が発行する輸入許可証が必要である。

第 7 条 輸送方法

日本にある海空港からタイ王国の最終目的となる海空港まで、海路又は空路輸送貨物としてりんご（生鮮）を送ること。

第 8 条 栽培地

りんご（生鮮）は日本産であり、かつ輸出前に NPPO がタイ王国向けに輸出するための栽培地に指定し、農業研究局が承認済みの地域から輸入されること。

第 9 条 果樹園に対する規定

9.1 タイ王国向けにりんご（生鮮）を輸出する許可を取得する栽培地の果樹園は、商業用に栽培する果樹園であり、かつ NPPO に登録するか、又は NPPO が承認を与える制度に基づくものであること。NPPO は要請された時に果樹園の登録の詳細記録を農業研究局に提出し、また輸出を始める前に果樹園の登録を完了すること。

9.2 輸出のために登録した果樹園を所有する生産者は、植物検疫面で効率的であると見なされる優れた農業的手法を組み合わせる果樹園を管理すること。その場合、タイ王国の検疫対象の病害虫が適切に管理されることを確実にするために、果樹園を清潔に維持し、総合的病害虫管理を行うか、又は病害虫を管理する他の方策を講じること。

9.3 生産者は栽培時期を通じて、登録した果樹園で実施する管理、病害虫の個体数のフォロー、及び病害虫の管理の記録を保存し、要請された時にそれらの情報を NPPO 及び農業研究局に提出すること。

第 10 条 果物選別梱包施設に対する規定

10.1 NPPO は、タイ王国向けにりんご（生鮮）を輸出する果物選別梱包施設を登録し、追跡検査すると共に、要請された時に果物選別梱包施設の登録の詳細記録を農業研究局に提出し、また輸出を始める前に果物選別梱包施設の登録を完了すること。

10.2 登録した果物選別梱包施設は、所定の栽培地内の登録された果樹園のみからりんご（生鮮）を受け入れること。なお、迅速に出荷元を遡及して確認できるようにするために、タイ王国向けに果物を輸出する果樹園の所有者である生産者の名簿の記録を保管し、それらの情報を要請された時に NPPO 及び農業研究局に提出すること。

10.3 果物選別梱包施設は、大きさによる選別、管理及び梱包に関する手順の詳細を表す作業標準文書を作成すること。

10.4 NPPO は果物選別梱包施設を登録する前に、当該果物選別梱包施設のシステムを検査し、また毎年定期的にシステムを検査すること。果物選別梱包施設は、全ての各種情報の保管について責任を負うこと。

10.5 りんご（生鮮）に検疫対象の病害虫が存在しないことを検査する場合は、登録した果物選別梱包施設内で行うこと。

第 11 条 梱包容器及びラベルに対する規定

11.1 りんご（生鮮）は新品の清潔な梱包容器のみに梱包し、生きた虫、土、砂が混入しておらず、かつ葉、枝、種、植物のくずなど他の植物の一部、又は検疫対象の病害虫を誘引する可能性のある他の物質が混在しないこと。

11.2 商品がタイ王国に到着した時に植物検疫の原則に基づく安全を確保するために、りんご（生鮮）を病害虫から保護できる梱包容器に梱包すること。

11.3 迅速に出荷元を遡及して確認できるようにするために、梱包容器上に必要情報を表示すること。少なくとも各梱包容器上に英語で下記の情報を記すこと。

- 日本産である又は日本の産物であること（訳注：後者は外国産の種苗を用い日本で生産されたもの等が考えられる）

- 輸出会社名
- 果物名
- 果物選別梱包施設の登録番号
- 果樹園の登録番号

11.4 りんご（生鮮）を入れた梱包容器をそれぞれ分けて束ねない状態でタイ王国に輸出する場合は、各梱包容器に” EXPORT TO THAILAND ” の文言を明記すること。ただし、梱包容器を束ね、コンテナ内のパレット上に置く場合は、” EXPORT TO THAILAND ” の文言を（訳注：束ねたものの）各側面に明記することを認める。

11.5 木製の梱包容器を用いてタイ王国向けに輸出するりんご（生鮮）は、関係する植物検疫措置に関する国際規格の要求事項に従うこと。

第 12 条 輸出検査

12.1 輸出する前に、りんご（生鮮）を適切なプロセスに基づき公式に検査すること。その際、本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出されないこと。

12.2 本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出された場合は、（駆除方法があれば）それらの病害虫を適切な方法で駆除するか、又は輸出を却下すること。

第 13 条 植物検疫証明

13.1 タイ王国向けに送る商品に、毎回 NPPO が発行する植物検疫証明書の原本を添付し、かつ下記の文言を追加記入すること。

“The consignment of apple fruit was produced and prepared for export in accordance with the conditions for import of apple fruit from Japan to Thailand.”

13.2 海上輸送の場合は、植物検疫証明書にコンテナ番号及びコンテナのシール番号を記入すること。

第 14 条 輸入検査

14.1 りんご（生鮮）がタイ王国の輸入税関に到着した時、担当官が商品に添付された全ての書類を検査し、間違いがないことを確認した後、輸入検査を実施する。

14.2 引き渡される全ての商品は、タイ王国に到着した時に生きた虫、植物病の徴候、混入した植物の種、土、ごみ、及びその他のくずが存在しないこと。

14.3 病害虫が存在しないことを確認するために、担当官がりんご（生鮮）のサンプルを採取して検査を行う。生きた病害虫が検出された場合は、その種類を分類するために病害虫のサンプルを分析機関に送り、分析機関からの結果が明らかになるまで果物を隔離しておく。

14.4 りんご（生鮮）の数が 1,000 個未満の場合は、450 個を抜取検査するか又は全数検査する。1,000 個以上の場合は、600 個を抜取検査する。

14.5 りんご（生鮮）の輸入検査段階で本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出された場合は、(駆除方法があれば)それらの病害虫を適切な方法で駆除するか、返送又は廃棄する。その場合、輸入者が費用を負担すること。

14.6 本告示の末尾添付文書に列挙されていない、タイ王国の検疫対象の病害虫になり得る他の種類の生き物が検出された場合は、(駆除方法があれば)それらの病害虫を適切な方法で駆除するか、返送又は廃棄する。その場合、輸入者が費用を負担すること。検出された当該病害虫のリスク評価が完了するまで、農業研究局は一時的に輸入を停止することができる。

14.7 以下のいずれかの事象が生じた場合、農業研究局はりんご（生鮮）の返送又は廃棄を命じることができる。その他場合、輸入者が費用を負担すること。

14.7.1 コンテナのドアが完全に閉じられていない。

14.7.2 コンテナのシールが破損しているか、交換されている、又は番号が植物検疫証明書の記述と一致しない。

14.7.3 梱包容器上のラベルがないか、不正確又は不完全である。

第 15 条 輸出プロセスの評価

15.1 日本からのタイ王国向けのりんご（生鮮）の輸出は、農業研究局が日本の輸出検査承認プロセスを評価した後でのみ開始できる。その場合、日本が全費用を負担すること。

15.2 輸入が停止されるか、又は輸入が規程通りに行われない場合、農業研究局は以後の輸入許可の決定を下す前に、場合によっては担当官を派遣し日本の輸出検査承認プロセスを評価させることがある。その場合、日本が全費用を負担すること。

2019 年 2 月 14 日告示

サーームスック・サラックペット

農業研究局局长

末尾添付文書

農業研究局告示 日本からのりんご（生鮮）の輸入条件 2019 年
日本からのりんご（生鮮）に対するタイ王国の検疫対象の病害虫

学名	一般名
昆虫	
Order Coleoptera	
Family Attelabidae	
Rhynchites heros	peach curculio
Family Byturidae	
Byturus tomentosus	raspberry beetle
Family Curculionidae	
Pantomorus cervinus	Fuller's rose beetle
Order Hemiptera	
Family Aphididae	
Eriosoma lanigerum	woolly apple aphid
Family Diaspididae	
Aspidiotus nerii	aucuba scale
Diaspidiotus ostreaeformis	pear oyster scale
Hemiberlesia rapax	greedy scale
Ischnaspis longirostris	black thread scale
Lepidosaphes ulmi	apple mussel scale
Lopholeucaspis japonica	pear white scale
Pseudaonidia duplex	camphor scale
Pseudaulacaspis pentagona	mulberry scale
Order Hymenoptera	
Family Tenthredinidae	
Caliroa cerasi	pear and cherry slugworm
Order Lepidoptera	
Family Carposinidae	
Carposina sasakii	peach fruit moth
Family Oecophoridae	
Stathmopoda auriferella	apple heliodinid
Family Pyralidae	

<i>Ostrinia scapularis</i>	adzuki bean borer
Family Tortricidae	
<i>Acleris boscana</i>	Japanese elm leafroller
<i>Adoxophyes orana</i>	summer fruit tortrix
<i>Argyrotaenia ljugiana</i>	grape tortrix
<i>Cacoecimorpha pronubana</i>	carnation tortrix
<i>Grapholita dimorpha</i>	plum fruit moth
<i>Grapholita inopinata</i>	Manchurian fruit moth
<i>Grapholita molesta</i>	Oriental fruit moth
<i>Pandemis heparana</i>	brown tortrix
<i>Spilonota albicana</i>	white fruit moth
<i>Spilonota lechriaspis</i>	apple fruit licker
<i>Spilonota ocellana</i>	eye-spotted bud worm
<i>Spilonota prognathana</i>	-
Family Yponomeutidae	
<i>Argyresthia assimilis</i>	apple fruit moth
<i>Argyresthia conjugella</i>	apple fruit moth
Order Thysanoptera	
Family Phlaeothripidae	
<i>Ponticulothrips diospyrosi</i>	-
Family Thripidae	
<i>Taeniothrips inconsequens</i>	pear thrips
ダニ	
Order Trombidiformes	
Family Eriophyidae	
<i>Aculus schlechtendali</i>	apple rust mite
Family Tetranychidae	
<i>Amphitetranynchus viennensis</i>	hawthorn spider mite
<i>Panonychus ulmi</i>	European red mite
<i>Tetranychus turkestanii</i>	strawberry spider mite
病原微生物	
バクテリア	
<i>Pseudomonas cichorii</i>	bacterial blight of endive
カビ	
<i>Alternaria mali</i>	leaf spot

<i>Botryosphaeria berengeriana</i> f.sp. <i>piricola</i>	Physalospora canker
<i>Botryosphaeria obtusa</i>	apple black rot
<i>Ceratobasidium ochroleucum</i>	thread blight
<i>Chondrostereum purpureum</i>	silver blight
<i>Diaporthe eres</i>	Phomopsis rot
<i>Diaporthe tanakae</i>	diaporthe canker
<i>Diplocarpon maculatum</i>	leaf blight
<i>Gymnosporangium yamadae</i>	Japanese apple rust
<i>Monilia polystroma</i>	Asiatic brown rot
<i>Monilinia fructicola</i>	brown rot
<i>Monilinia fructigena</i>	brown rot
<i>Monilinia laxa</i>	blossom blight
<i>Mycosphaerella pomi</i>	black spot
<i>Neofabraea malicorticis</i>	apple anthracnose
<i>Neonectria ditissima</i>	European canker
<i>Phyllachora pomigena</i>	sooty blotch
<i>Phyllosticta solitaria</i>	apple blotch
<i>Phytophthora cambivora</i>	fruit rot
<i>Phytophthora cryptogea</i>	tomato foot rot
<i>Phytophthora syringae</i>	-
<i>Podosphaera clandestina</i>	powdery mildew of cherry
<i>Schizothyrium pomi</i>	fly speck
<i>Truncatella hartigii</i>	Truncatella leaf spot
<i>Venturia carpophila</i>	almond scab
<i>Venturia inaequalis</i>	apple scab
<i>Venturia pyrina</i>	black spot of pear

農業研究局告示

件名 日本からのメロン（生鮮）の輸入条件
2019 年

農業研究局は、日本から商業用に輸入するメロン（生鮮）の病害虫リスクの分析を終えたので、タイ王国憲法の第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 33 条、第 37 条及び第 40 条に関して、第 25 に基づき、法律の条項に基づく権限により施行できると定められている人間の権利及び自由の制限に関する条項が含まれる、2008 年植物検疫法(第 3 版)により改正された 1964 年植物検疫法の第 8 条第 2 項及び第 10 条に基づき、農業研究局局長が植物検疫委員会の勧告により日本から商業用メロン（生鮮）の輸入条件を以下の通り告示する。

第 1 条 本告示を「農業研究局告示、件名 日本からのメロン（生鮮）の輸入条件 2019 年」と呼ぶ。

第 2 条 本告示を官報告示日から 30 日が経過した時に施行する。

第 3 条 許可する植物の種類

メロン（生鮮）(melon, *Cucumis melo*)

第 4 条 関連する検疫対象の病害虫

日本からのメロン（生鮮）に対するタイ王国の検疫対象病害虫を本告示の末尾添付文書に列挙する。

第 5 条 所管機関

5.1 タイ王国 農業研究局

5.2 日本 日本の正式な国立植物保護機関(National Plant Protection Organization)として指定された農林水産省消費・安全局植物防疫課 (Plant Protection Division, Food Safety and Consumer Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries)。以下本告示において「NPPO」という。

第 6 条 輸入許可

農業研究局が発行する輸入許可証が必要である。

第 7 条 輸送方法

日本にある海空港からタイ王国の最終目的となる海空港まで、海路又は空路輸送貨物としてメロン（生鮮）を送ること。

第 8 条 栽培地

メロン（生鮮）は日本産であり、かつ輸出前に NPPO がタイ王国向けに輸出するための栽培地に指定し、農業研究局がそれを承認済みの地域から輸入されること。

第 9 条 生産に対する規定

9.1 タイ王国向けにメロン（生鮮）を輸出する許可を取得する栽培地の果樹園は、商業用に栽培する果樹園であり、かつ NPPO に登録するか、又は NPPO が承認を与える制度に基づくものであること。NPPO は要請された時に果樹園の登録の詳細記録を農業研究局に提出し、また輸出を始める前に果樹園の登録を完了すること。

9.2 輸出のために登録した果樹園を所有する生産者は、タイ王国の検疫対象の病害虫が適切に管理されることを確実にするために、農業的手法を組み合わせる果樹園を管理すること。生産者は施設内で病害虫の管理活動を行い、病害虫の個体数のフォロー、及び病害虫の管理の記録を保存し、要請された時にそれらの情報を提出できるようにしておくこと。

9.3 NPPO は常に果樹園の病害虫を検査すること。果樹園及び苗、さらに実の部分を検査し、実の成る時期から収穫時期が終わるまで 2 週間以内の間隔で、定期的に検査すること。

9.4 NPPO は、実の成る時期から収穫時期が終わるまで、果樹園内の pumpkin fruit fly (PFF) (*Bactrocera depressa*)を監視するために、関係する病害虫に対する認証を取得したマクファイルトラップ(McPhail trap)(又は類似の種類のもの)及びタンパク質誘引物質を設置及び管理すること。設置する捕虫器の数は以下の規定に従うこと。面積が 0.2 ヘクタール未満のビニールハウスには捕虫器を 2 機設置すること。面積が 0.2 から 0.5 ヘクタール以下のビニールハウスには捕虫器を 3 機、面積が 0.5 ヘクタールを以上 1 ヘクタール以下のビニールハウスには捕虫器を 4 機、そして面積が 1 ヘクタール以上のビニールハウスには 1 ヘクタール当たり 4 機の捕虫器を配置すること。

9.5 NPPO は 2 週間ごとに各捕虫器を点検すること。PFF が 1 匹でも見つければ、捕虫器によるデータから虫が全て駆除されたことが示されるまで、当該ビニールハウスの登録を取り消すこと。

第 10 条 果物選別梱包施設に対する規定

10.1 タイ王国向けに輸出するメロン（生鮮）は、病害虫が適切に管理され、かつ NPPO に登録されている果物選別梱包施設で選別梱包を行うこと。NPPO は、要請された時に果物選別梱包施設の登録の詳細記録を農業研究局に提出し、また輸出を始める前に果物選別梱包施設の登録を完了すること。

10.2 登録した果物選別梱包施設は、所定の栽培地内の登録された果樹園のみからメロン（生鮮）を受け入れること。なお、迅速に出荷元を遡及して確認できるようにするために、タイ王国向けに果物を輸出する果樹園の所有者である生産者の名簿の記録を保管し、それらの情報を要請された時に NPPO 及び農業研究局に提出すること。

10.3 果物選別梱包施設は、大きさによる選別、管理及び梱包に関する手順の詳細を表す作業標準文書を作成すること。

10.4 NPPO は果物選別梱包施設を登録する前に、当該果物選別梱包施設のシステムを検査し、また毎年定期的にシステムを検査すること。果物選別梱包施設は、全ての各種情報の保管について責任を負うこと。

10.5 メロン（生鮮）に検疫対象の病害虫が存在しないことを検査する場合は、登録した果物選別梱包施設内で行うこと。

第 11 条 梱包容器及びラベルに対する規定

11.1 メロン（生鮮）は新品の清潔な梱包容器のみに梱包し、生きた虫、土、砂が混入しておらず、かつ葉、枝、種、植物のくずなど他の植物の一部、又は検疫対象の病害虫を誘引する可能性のある他の物質が混在しないこと。

11.2 収穫してから輸出するまで、病害虫が侵入し損傷しないようメロン（生鮮）を保護すること。果物選別梱包施設に輸送し、梱包するまでの間、収穫したメロン（生鮮）をビニール又は虫が侵入できない程度に小さい寸法の穴が開いたネット状の布で直にくるむこと。かつ収穫してから 24 時間以内に梱包し、以下のいずれかの規定に従うこと。

(1) 穴が開いていない梱包容器に入れる。又は、

(2) ネット状の袋に入れてから梱包容器に入れること。ネットの各穴の寸法は直径 1.6mm 以下であること。又は、

(3) 梱包容器に入れて密閉する場合、容器にある通気道をネットで覆うこと。ネットの各穴の寸法は直径 1.6mm 以下であること。又は、

(4) 梱包容器に入れて束ねるか、束ねてからパレットの上に置く場合は、梱包容器全体をネット又はビニールで覆うこと。ネットを用いる場合は、ネットの各穴の寸法は直径 1.6mm 以下であること。

これらの保護手段により、当該商品がタイ王国に輸入されるまでの状態を維持すること。

11.3 迅速に出荷元を遡及して確認できるようにするために、梱包容器上に必要情報を表示すること。ただし、少なくとも各梱包容器上に英語で下記の情報を記すこと。

- 日本産である又は日本の産物であること（訳注：後者は外国産の種苗を用い日本で生産されたもの等が考えられる）

- 輸出会社名
- 果物名
- 果物選別梱包施設の登録番号
- 果樹園の登録番号

11.4 メロン（生鮮）を入れた梱包容器をそれぞれ分けて束ねない状態でタイ王国に輸出する場合は、各梱包容器に ” EXPORT TO THAILAND ” の文言を明記すること。ただし、梱包容器を束ね、コンテナ内のパレット上に置く場合は、” EXPORT TO THAILAND ” の文言を（訳注：束ねたものの）各側面に明記することを認める。

11.5 木製の梱包容器を用いてタイ王国向けに輸出するメロン（生鮮）は、関係する植物検疫措置に関する国際規格の要求事項に従うこと。

第 12 条 商品の輸出前検査

12.1 農業研究局は全てのメロン（生鮮）の輸出前検査を行う必要がある。NPPO は、登録した果樹園のリストを添え、商品を検査するための担当官の派遣依頼の公式の書面を農業研究局に送ること。当該書面は、商品の輸出前検査を開始する 1 ヶ月前までに送ること。

12.2 農業研究局が実施する商品の輸出前検査に関する全費用を日本が負担すること。

第 13 条 輸出検査

13.1 毎年、輸出する前に、農業研究局の担当官が果樹園、果物選別梱包施設、pumpkin fruit fly (PFF) (*Bactrocera depressa*) の監視情報、捕虫情報、及び NPPO 担当官による検査報告書を監査する。

13.2 NPPO の担当官と農業研究局の担当官は共同で輸出用のメロン（生鮮）を検査する。メロン（生鮮）の数が 1,000 個未満の場合は、450 個を抜取検査するか又は全数検査する。1,000 個以上の場合は、600 個を抜取検査する。

13.3 タイ王国向けに輸出するメロン（生鮮）は、本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出されないこと。

13.4 本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出された場合は、以下の処置をとること。

13.4.1 輸出検査の段階でいずれかの生きた PFF が検出された場合は、タイ王国向けのメロン（生鮮）の輸出の承認を却下すること。ただし、輸出検査に合格し植物検疫証明書を取得したメロン（生鮮）はタイ王国向けに輸出できる。PFF が侵入し損害を被ったことが見つかった果樹園から出荷されたメロン（生鮮）は、当該輸出時期を通じてタイ王国向けに輸出することを却下する。

13.4.2 PFF 以外に、生きた他の検疫対象の病害虫が検出された場合は、（駆除方法があれば）それらの病害虫を適切な方法で駆除するか、又は輸出を却下すること。

13.5 本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出されない場合は、NPPO の担当官が植物検疫証明書を発行し、農業研究局の担当官が植物検疫証明書に署名する。

第 14 条 植物検疫証明

14.1 タイ王国向けに送る商品に、毎回 NPPO が発行する植物検疫証明書の原本を添付し、かつ下記の文言を追加記入すること。

“The consignment of melon fruit was produced and prepared for export in accordance with the conditions for import of melon fruit from Japan to Thailand.”

14.2 海上輸送の場合は、植物検疫証明書にコンテナ番号及びコンテナのシール番号を記入すること。

第 15 条 輸入検査

15.1 メロン（生鮮）がタイ王国の輸入税関に到着した時、担当官が商品に添付された全ての書類を検査し、間違いがないことを確認した後、輸入検査を実施する。

15.2 引き渡される全ての商品は、タイ王国に到着した時に生きた虫、植物病の徴候、混入した植物の種、土、ごみ、及びその他のくずが存在しないこと。

15.3 病害虫が存在しないことを確認するために、担当官がメロン（生鮮）のサンプルを採取して検査を行う。生きた病害虫が検出された場合は、その種類を分類するために病害虫のサンプルを分析機関に送り、分析機関からの結果が明らかになるまで果物を隔離しておく。

15.4 メロン（生鮮）の数が 1,000 個未満の場合は、450 個を抜取検査するか又は全数検査する。1,000 個以上の場合は、600 個を抜取検査する。

15.5 メロン（生鮮）の輸入検査段階で本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出された場合は、以下の処置をとる。

15.5.1 いずれかの生きた PFF が検出された場合は、メロン（生鮮）を返送又は廃棄する。その場合、輸入者が費用を負担すること。農業研究局は直ちに検査結果を NPPO に通知し、規定が順守されていないことを伝える。その後、PFF が侵入し損害を与えたことが分かった果樹園からのメロン（生鮮）に対して、NPPO が当該輸出時期を通じてタイ王国向けの輸出の承認を却下することができる。

15.5.2 PFF 以外の他の種類の生きた検疫対象の病害虫が検出された場合は、メロン（生鮮）を返送、廃棄、又は（駆除方法があれば）病害虫を適切な方法で駆除する。その場合、輸入者が費用を負担すること。

15.6 本告示の末尾添付文書に列挙されていない、タイ王国の検疫対象の病害虫になり得る他の種類の生き物が検出された場合は、（駆除方法があれば）それらの病害虫を適切な方法で駆除するか、返送又は廃棄する。その場合、輸入者が費用を負担すること。検出された当該病害虫のリスク評価が完了するまで、農業研究局は一時的に輸入を停止することができる。

15.7 以下のいずれかの事象が生じた場合、農業研究局はメロン（生鮮）の返送又は廃棄を命じることができる。その場合、輸入者が費用を負担すること。

15.7.1 コンテナのドアが完全に閉じられていない。

15.7.2 コンテナのシールが破損しているか、交換されている、又は番号が植物検疫証明書の記述と一致しない。

15.7.3 梱包容器上のラベルがないか、不正確又は不完全である。

15.7.4 梱包容器が破損し、かつ虫から保護するための規定に従っていない。

第 16 条 輸出プロセスの評価

16.1 日本からのタイ王国向けのメロン（生鮮）の輸出は、農業研究局が日本の輸出検査承認プロセスを評価した後でのみ開始できる。その場合、日本が全費用を負担すること。

16.2 輸入が停止されるか、又は輸入が規程通りに行われない場合、農業研究局は以後の輸入許可の決定を下す前に、場合によっては担当官を派遣し日本の輸出検査承認プロセスを評価させることがある。その場合、日本が全費用を負担すること。

2019 年 2 月 14 日告示

サーームスック・サラックペット

農業研究局局长

末尾添付文書

農業研究局告示 日本からのメロン（生鮮）の輸入条件 2019 年
日本からのメロン（生鮮）に対するタイ王国の検疫対象の病害虫

学名	一般名
昆虫	
Order Diptera	
Family Tephritidae	
<i>Bactrocera depressa</i>	pumpkin fruit fly
Order Lepidoptera	
Family Noctuidae	
<i>Anadevidia peponis</i>	cucurbit looper
<i>Athetis stellata</i>	-
ダニ	
Order Trombidiformes	
Family Tetranychidae	
<i>Bryobia practiosa</i>	clover mite
病原微生物	
カビ	
<i>Phytophthora cryptogea</i>	fruit rot

農業研究局告示

件名 日本からのキウイフルーツ（生鮮）の輸入条件
2019 年

農業研究局は、日本から商業用に輸入するキウイフルーツ（生鮮）の病害虫リスクの分析を終えたので、タイ王国憲法第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 33 条、第 37 条及び第 40 条に関して、第 25 条に基づき、法律の条項に基づく権限により施行できると定められている人間の権利及び自由の制限に関する条項が含まれる 2008 年植物検疫法(第 3 版)により改正された 1964 年植物検疫法第 8 条第 2 項及び第 10 条に基づき、農業研究局局長が植物検疫委員会の勧告により日本からの商業用キウイフルーツ（生鮮）の輸入条件を以下の通り告示する。

第 1 条 本告示を「農業研究局告示、件名 日本からのキウイフルーツ（生鮮）の輸入条件 2019 年」と呼ぶ。

第 2 条 本告示を官報告示日から 30 日が経過した時に施行する。

第 3 条 許可する植物の種類

キウイフルーツ（生鮮）(kiwi, *Actinidia deliciosa*)

第 4 条 関連する検疫対象の病害虫

日本からのキウイフルーツ（生鮮）に対するタイ王国の検疫対象の病害虫を本告示の末尾添付文書に列挙する。

第 5 条 所管機関

5.1 タイ王国 農業研究局

5.2 日本 日本の正式な国立植物保護機関(National Plant Protection Organization)として指定された農林水産省消費・安全局植物防疫課 (Plant Protection Division, Food Safety and Consumer Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries)。以下本告示において「NPPO」という。

第 6 条 輸入許可

農業研究局が発行する輸入許可証が必要である。

第 7 条 輸送方法

日本にある海空港からタイ王国の最終目的となる海空港まで、海路又は空路輸送貨物としてキウイフルーツ（生鮮）を送ること。

第 8 条 栽培地

キウイフルーツ（生鮮）は日本産であり、かつ輸出前に NPPO がタイ王国向けに輸出するための栽培地に指定し、農業研究局が承認済みの地域から輸入されること。

第 9 条 果樹園に対する規定

9.1 タイ王国向けにキウイフルーツ（生鮮）を輸出する許可を取得する栽培地の果樹園は、商業用に栽培する果樹園であり、かつ NPPO に登録するか、又は NPPO が承認を与える制度に基づくものであること。NPPO は要請された時に果樹園の登録の詳細記録を農業研究局に提出し、また輸出を始める前に果樹園の登録を完了すること。

9.2 輸出のために登録した果樹園を所有する生産者は、植物検疫面で効率的であると見なされる優れた農業的手法を組み合わせて果樹園を管理すること。その場合、タイ王国の検疫対象の病害虫が適切に管理されることを確実にするために、果樹園を清潔に維持し、総合的病害虫管理を行うか、又は病害虫を管理する他の方策を講じること。

9.3 生産者は栽培時期を通じて、登録した果樹園で実施する管理、病害虫の個体数のフォロー、及び病害虫の管理の記録を保存し、要請された時にそれらの情報を NPPO 及び農業研究局に提出すること。

第 10 条 果物選別梱包施設に対する規定

10.1 NPPO は、タイ王国向けにキウイフルーツ（生鮮）を輸出する果物選別梱包施設を登録し、追跡検査すると共に、要請された時に果物選別梱包施設の登録の詳細記録を農業研究局に提出し、また輸出を始める前に果物選別梱包施設の登録を完了すること。

10.2 登録した果物選別梱包施設は、所定の栽培地内の登録された果樹園のみからキウイフルーツ（生鮮）を受け入れること。なお、迅速に出荷元を遡及して確認できるようにするために、タイ王国向けに果物を輸出する果樹園の所有者である生産者の名簿の記録を保管し、それらの情報を要請された時に NPPO 及び農業研究局に提出すること。

10.3 果物選別梱包施設は、大きさによる選別、管理及び梱包に関する手順の詳細を表す作業標準文書を作成すること。

10.4 NPPO は果物選別梱包施設を登録する前に、当該果物選別梱包施設のシステムを検査し、また毎年定期的にシステムを検査すること。果物選別梱包施設は、全ての各種情報の保管について責任を負うこと。

10.5 キウイフルーツ（生鮮）に検疫対象の病害虫が存在しないことを検査する場合は、登録した果物選別梱包施設内で行うこと。

第 11 条 梱包容器及びラベルに対する規定

11.1 キウイフルーツ（生鮮）は新品の清潔な梱包容器のみに梱包し、生きた虫、土、砂が混入しておらず、かつ葉、枝、種、植物のくずなど他の植物の一部、又は検疫対象の病害虫を誘引する可能性のある他の物質が混在しないこと。

11.2 商品がタイ王国に到着した時に植物検疫の原則に基づく安全を確保するために、キウイフルーツ（生鮮）を病害虫から保護できる梱包容器に梱包すること。

11.3 迅速に出荷元を遡及して確認できるようにするために、梱包容器上に必要情報を表示すること。少なくとも各梱包容器上に英語で下記の情報を記すこと。

・ 日本産である又は日本の産物であること（訳注：後者は外国産の種苗を用い日本で生産されたもの等が考えられる）

- ・ 輸出会社名
- ・ 果物名
- ・ 果物選別梱包施設の登録番号
- ・ 果樹園の登録番号

11.4 キウイフルーツ（生鮮）を入れた梱包容器をそれぞれ分けて束ねない状態でタイ王国に輸出する場合は、各梱包容器に ”EXPORT TO THAILAND” の文言を明記すること。ただし、梱包容器を束ね、コンテナ内のパレット上に置く場合は、”EXPORT TO THAILAND” の文言を（訳注：束ねたものの）各側面に明記することを認める。

11.5 木製の梱包容器を用いてタイ王国向けに輸出するキウイフルーツ（生鮮）は、関係する植物検疫措置に関する国際規格の要求事項に従うこと。

第 12 条 輸出検査

12.1 輸出する前に、キウイフルーツ（生鮮）を適切なプロセスに基づき公式に検査すること。その際、本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出されないこと。

12.2 本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出された場合は、（駆除方法があれば）それらの病害虫を適切な方法で駆除するか、又は輸出を却下すること。

第 13 条 植物検疫証明

13.1 タイ王国向けに送る商品に、毎回 NPPO が発行する植物検疫証明書の原本を添付し、かつ下記の文言を追加記入すること。

“The consignment of table kiwi fruit produced and prepared for export in accordance with the conditions for import of table kiwi fruit from Japan to Thailand.”

13.2 海上輸送の場合は、植物検疫証明書にコンテナ番号及びコンテナのシール番号を記入すること。

第 14 条 輸入検査

14.1 キウイフルーツ（生鮮）がタイ王国の輸入税関に到着した時、担当官が商品に添付された全ての書類を検査し、間違いがないことを確認した後、輸入検査を実施する。

14.2 引き渡される全ての商品は、タイ王国に到着した時に生きた虫、植物病の徴候、混入した植物の種、土、ごみ、及びその他のくずが存在しないこと。

14.3 病害虫が存在しないことを確認するために、担当官がキウイフルーツ（生鮮）のサンプルを採取して検査を行う。生きた病害虫が検出された場合は、その種類を分類するために病害虫のサンプルを分析機関に送り、分析機関からの結果が明らかになるまで果物を隔離しておく。

14.4 キウイフルーツ（生鮮）の数が 1,000 単位未満の場合は、450 単位を抜取検査するか又は全数検査する。1,000 単位以上の場合は、600 単位を抜取検査する。

14.5 キウイフルーツ（生鮮）の輸入検査段階で本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出された場合は、(駆除方法があれば)それらの病害虫を適切な方法で駆除するか、返送又は廃棄する。その場合、輸入者が費用を負担すること。

14.6 本告示の末尾添付文書に列挙されていない、タイ王国の検疫対象の病害虫になり得る他の種類の生き物が検出された場合は、(駆除方法があれば)それらの病害虫を適切な方法で駆除するか、返送又は廃棄する。その場合、輸入者が費用を負担すること。検出された当該病害虫のリスク評価が完了するまで、農業研究局は一時的に輸入を停止することができる。

14.7 以下のいずれかの事象が生じた場合、農業研究局はキウイフルーツ（生鮮）の返送又は廃棄を命じることができる。その場合、輸入者が費用を負担すること。

14.7.1 コンテナのドアが完全に閉じられていない。

14.7.2 コンテナのシールが破損しているか、交換されている、又は番号が植物検疫証明書の記述と一致しない。

14.7.3 梱包容器上のラベルがないか、不正確又は不完全である。

第 15 条 輸出プロセスの評価

15.1 日本からのタイ王国向けのキウイフルーツ（生鮮）の輸出は、農業研究局が日本の輸出検査承認プロセスを評価した後でのみ開始できる。その場合、日本が全費用を負担すること。

15.2 輸入が停止されるか、又は輸入が規程通りに行われない場合、農業研究局は以後の輸入許可の決定を下す前に、場合によっては担当官を派遣し日本の輸出検査承認プロセスを評価させることがある。その場合、日本が全費用を負担すること。

2019 年 3 月 28 日告示

サーームスック・サラックペット

農業研究局局长

末尾添付文書

農業研究局告示 日本からのキウイフルーツ（生鮮）の輸入条件 2019年
日本からのキウイフルーツ（生鮮）に対するタイ王国の検疫対象の病害虫

学名	一般名
昆虫	
Order Coleoptera	
Family Curculionidae	
Pantomorus cervinus	Fuller's rose beetle
Order Hemiptera	
Family Diaspididae	
Aspidiotus nerii	aucuba scale
Hemiberlesia rapax	greedy scale
Pseudaulacaspis pentagona	Mulberry scale
Order Lepidoptera	
Family Oecophoridae	
Stathmopoda auriferella	Apple heliodinid
Family Tortricidae	
Adoxophyes orana	Summer fruit tortrix
Lobesia aeolopa	-
病原微生物	
カビ	
Botryosphaeria dothidea	Canker of almond
Pseudocercospora actinidiae	Sooty spot

農業研究局告示

件名 日本からの柿（生鮮）の輸入条件
2019 年

農業研究局は、日本から商業用に輸入する柿（生鮮）の病害虫リスクの分析を終えたので、タイ王国憲法第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 33 条、第 37 条及び第 40 条に関して、第 25 条に基づき、法律の条項に基づく権限により施行できると定められている人間の権利及び自由の制限に関する条項が含まれる 2008 年植物検疫法(第 3 版)により改正された 1964 年植物検疫法第 8 条第 2 項及び第 10 条に基づき、農業研究局局長が植物検疫委員会の勧告により日本からの商業用柿（生鮮）の輸入条件を以下の通り告示する。

第 1 条 本告示を「農業研究局告示、件名 日本からの柿（生鮮）の輸入条件 2019 年」と呼ぶ。

第 2 条 本告示を官報告示日から 30 日が経過した時に施行する。

第 3 条 許可する植物の種類

柿（生鮮）(persimmon, Diospyros kaki)

第 4 条 関連する検疫対象の病害虫

日本からの柿（生鮮）に対するタイ王国の検疫対象の病害虫を本告示の末尾添付文書に列挙する。

第 5 条 所管機関

5.1 タイ王国 農業研究局

5.2 日本 日本の正式な国立植物保護機関(National Plant Protection Organization)として指定された農林水産省消費・安全局植物防疫課 (Plant Protection Division, Food Safety and Consumer Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries)。以下本告示において「NPPO」という。

第 6 条 輸入許可

農業研究局が発行する輸入許可証が必要である。

第 7 条 輸送方法

日本にある海空港からタイ王国の最終目的となる海空港まで、海路又は空路輸送貨物として柿（生鮮）を送ること。

第 8 条 栽培地

柿（生鮮）は日本産であり、かつ輸出前に NPPO がタイ王国向けに輸出するための栽培地に指定し、農業研究局が承認済みの地域から輸入されること。

第 9 条 果樹園に対する規定

9.1 タイ王国向けに柿（生鮮）を輸出する許可を取得する栽培地の果樹園は、商業用に栽培する果樹園であり、かつ NPPO に登録するか、又は NPPO が承認を与える制度に基づくものであること。NPPO は要請された時に果樹園の登録の詳細記録を農業研究局に提出し、また輸出を始める前に果樹園の登録を完了すること。

9.2 輸出のために登録した果樹園を所有する生産者は、植物検疫面で効率的であると見なされる優れた農業的手法を組み合わせることで果樹園を管理すること。その場合、タイ王国の検疫対象の病害虫が適切に管理されることを確実にするために、果樹園を清潔に維持し、総合的病害虫管理を行うか、又は病害虫を管理する他の方策を講じること。

9.3 生産者は栽培時期を通じて、登録した果樹園で実施する管理、病害虫の個体数のフォロー、及び病害虫の管理の記録を保存し、要請された時にそれらの情報を NPPO 及び農業研究局に提出すること。

第 10 条 果物選別梱包施設に対する規定

10.1 NPPO は、タイ王国向けに柿（生鮮）を輸出する果物選別梱包施設を登録し、追跡検査すると共に、要請された時に果物選別梱包施設の登録の詳細記録を農業研究局に提出し、また輸出を始める前に果物選別梱包施設の登録を完了すること。

10.2 登録した果物選別梱包施設は、所定の栽培地内の登録された果樹園のみから柿（生鮮）を受け入れること。なお、迅速に出荷元を遡及して確認できるようにするために、タイ王国向けに果物を輸出する果樹園の所有者である生産者の名簿の記録を保管し、それらの情報を要請された時に NPPO 及び農業研究局に提出すること。

10.3 果物選別梱包施設は、大きさによる選別、管理及び梱包に関する手順の詳細を表す作業標準文書を作成すること。

10.4 NPPO は果物選別梱包施設を登録する前に、当該果物選別梱包施設のシステムを検査し、また毎年定期的にシステムを検査すること。果物選別梱包施設は、全ての各種情報の保管について責任を負うこと。

10.5 柿（生鮮）に検疫対象の病害虫が存在しないことを検査する場合は、登録した果物選別梱包施設内で行うこと。

第 11 条 梱包容器及びラベルに対する規定

11.1 柿（生鮮）は新品の清潔な梱包容器のみに梱包し、生きた虫、土、砂が混入しておらず、かつ葉、枝、種、植物のくずなど他の植物の一部、又は検疫対象の病害虫を誘引する可能性のある他の物質が混在しないこと。

11.2 商品がタイ王国に到着した時に植物検疫の原則に基づく安全を確保するために、柿（生鮮）を病害虫から保護できる梱包容器に梱包すること。

11.3 迅速に出荷元を遡及して確認できるようにするために、梱包容器上に必要情報を表示すること。少なくとも各梱包容器上に英語で下記の情報を記すこと。

・ 日本産である又は日本の産物であること（訳注：後者は外国産の種苗を用い日本で生産されたもの等が考えられる）

- ・ 輸出会社名
- ・ 果物名
- ・ 果物選別梱包施設の登録番号
- ・ 果樹園の登録番号

11.4 柿（生鮮）を入れた梱包容器をそれぞれ分けて束ねない状態でタイ王国に輸出する場合は、各梱包容器に ” EXPORT TO THAILAND ” の文言を明記すること。ただし、梱包容器を束ね、コンテナ内のパレット上に置く場合は、” EXPORT TO THAILAND ” の文言を（訳注：束ねたものの）各側面に明記することを認める。

11.5 木製の梱包容器を用いてタイ王国向けに輸出する柿（生鮮）は、関係する植物検疫措置に関する国際規格の要求事項に従うこと。

第 12 条 輸出検査

12.1 輸出する前に、柿（生鮮）を適切なプロセスに基づき公式に検査すること。その際、本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出されないこと。

12.2 本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出された場合は、（駆除方法があれば）それらの病害虫を適切な方法で駆除するか、又は輸出を却下すること。

第 13 条 植物検疫証明

13.1 タイ王国向けに送る商品に、毎回 NPPO が発行する植物検疫証明書の原本を添付し、かつ下記の文言を追加記入すること。

“The consignment of table persimmon fruit produced and prepared for export in accordance with the conditions for import of table persimmon fruit from Japan to Thailand.”

13.2 海上輸送の場合は、植物検疫証明書にコンテナ番号及びコンテナのシール番号を記入すること。

第 14 条 輸入検査

14.1 柿（生鮮）がタイ王国の輸入税関に到着した時、担当官が商品に添付された全ての書類を検査し、間違いがないことを確認した後、輸入検査を実施する。

14.2 引き渡される全ての商品は、タイ王国に到着した時に生きた虫、植物病の徴候、混入した植物の種、土、ごみ、及びその他のくずが存在しないこと。

14.3 病害虫が存在しないことを確認するために、担当官が柿（生鮮）のサンプルを採取して検査を行う。生きた病害虫が検出された場合は、その種類を分類するために病害虫のサンプルを分析機関に送り、分析機関からの結果が明らかになるまで果物を隔離しておく。

14.4 柿（生鮮）の数が 1,000 単位未満の場合は、450 単位を抜取検査するか又は全数検査する。1,000 単位以上の場合は、600 単位を抜取検査する。

14.5 柿（生鮮）の輸入検査段階で本告示の末尾添付文書で指定された検疫対象の病害虫が検出された場合は、(駆除方法があれば)それらの病害虫を適切な方法で駆除するか、返送又は廃棄する。その場合、輸入者が費用を負担すること。

14.6 本告示の末尾添付文書に列挙されていない、タイ王国の検疫対象の病害虫になり得る他の種類の生き物が検出された場合は、(駆除方法があれば)それらの病害虫を適切な方法で駆除するか、返送又は廃棄する。その場合、輸入者が費用を負担すること。検出された当該病害虫のリスク評価が完了するまで、農業研究局は一時的に輸入を停止することができる。

14.7 以下のいずれかの事象が生じた場合、農業研究局は柿（生鮮）の返送又は廃棄を命じることができる。その場合、輸入者が費用を負担すること。

14.7.1 コンテナのドアが完全に閉じられていない。

14.7.2 コンテナのシールが破損しているか、交換されている、又は番号が植物検疫証明書の記述と一致しない。

14.7.3 梱包容器上のラベルがないか、不正確又は不完全である。

第 15 条 輸出プロセスの評価

15.1 日本からのタイ王国向けの柿（生鮮）の輸出は、農業研究局が日本の輸出検査承認プロセスを評価した後でのみ開始できる。その場合、日本が全費用を負担すること。

15.2 輸入が停止されるか、又は輸入が規程通りに行われない場合、農業研究局は以後の輸入許可の決定を下す前に、場合によっては担当官を派遣し日本の輸出検査承認プロセスを評価させることがある。その場合、日本が全費用を負担すること。

2019 年 3 月 28 日告示

サーームスック・サラックペット

農業研究局局長

末尾添付文書

農業研究局告示 日本からの柿（生鮮）の輸入条件 2019 年
日本からの柿（生鮮）に対するタイ王国の検疫対象の病害虫

学名	一般名
昆虫	
Order Coleoptera	
Family Curculionidae	
<i>Pantomorus cervinus</i>	Fuller's rose beetle
Order Hemiptera	
Family Coccidae	
<i>Ceroplastes floridensis</i>	tortoise wax scale
<i>Parthenolecanium corni</i>	European fruit lecanium
Family Diaspididae	
<i>Aspidiotus nerii</i>	aucuba scale
<i>Hemiberlesia rapax</i>	greedy scale
<i>Ischnaspis longirostris</i>	Black thread scale
<i>Lepidosaphes conchiformioides</i>	Fig scale
<i>Lepidosaphes cupressi</i>	Calufornia lineaspis scale
<i>Lepidosaphes kuwacola</i>	-
<i>Lepidosaphes ulmi</i>	Oystershell scale
<i>Lopholeucaspis japonica</i>	Japanese baton shaped scale
<i>Parlatoria theae</i>	-
<i>Pinnaspis strachani</i>	lesser snow scale
<i>Pseudaonidia duplex</i>	Camphor scale
<i>Pseudaulacaspis pentagona</i>	Mulberry scale
Family Eriococcidae	
<i>Eriococcus largerstroemiae</i>	Grape-myrtle scale-
Family Pseudococcidae	
<i>Crisicoccus azalea</i>	Azalea mealybug
<i>Crisicoccus matsumotoi</i>	Matsumoto mealybug
<i>Dysmicoccus wistariae</i>	Persimmon mealybug
<i>Phenacoccus pergandei</i>	Persimmon long wooly scale
<i>Planococcus kraunhiae</i>	Japanese mealybug

Order Lepidoptera	
Family Oecophoridae	
Stathmopoda masinissa	Persimmon fruit moth
Family Tortricidae	
Grapholita molesta	Oriental fruit moth
Homona magnanima	Oriental tea tortrix
Homonopsis illotana	-
Lobesia aeolopa	-
Order Thysanoptera	
Family Phlaeothripidae	
Ponticulothrips diospyrosi	Japanese gall-forming thrips
ダニ	
Order Trombidiformes	
Family Eriophyidae	
Aceria diospyri	Persimmon bud mite
Family Tenuipalpidae	
Tenuipalpus zhizhilashviliae	Persimmon false spider mite
Family Tetranychidae	
Panonychus ulmi	European red mite
病原微生物	
カビ	
Adisciso kaki	
Aureobasidium pullulans	-
Colletotrichum horii	-
Cryptosporiopsis kaki	-
Diaporthe eres	Apple leaf,branch and fruit fungus
Elsinoë diospyri	-
Monilinia fructigena	Brown rot
Mycosphaerella nawae	Circular leaf spot
Neofusicoccum parvum	-
Pestalotia diospyri	-
Pestalotiopsis acaciae	-
Pestalotiopsis crassiuscula	-
Pestalotiopsis foedans	-

Pestalotiopsis glandicola	-
Pestalotopsis longiseta	-
Phoma kakivora	Black spot
Phoma loti	-